# 第１７５回千葉市情報公開審査会議事要旨

１　日時　：　令和７年２月２１日（火）　午後１時３０分～午後４時１５分

２　場所　：　千葉市役所新庁舎高層棟４階　Ｌ会議室４０１

３　出席者

（１）委員

皆川宏之委員、大久保佳織委員、田部井彩委員、米良英剛委員

（２）事務局

渡邊市政情報室長、土谷主査、原田主任主事、荒井主任主事

４　議事

（１）諮問事項の審議

ア　諮問第７４号

「千城台の維持・管理（汚水・雨水）全て」等の全部開示決定及び部分開示決定について

イ　諮問第６７号

病院において医師の指示で縫合手術を行っていたこと及びその虚偽説明が行われていたことに関する文書に係る部分開示決定について

（２）その他

５　議事の概要

（１）諮問事項の審議

ア　諮問第７４号

諮問第７４号について、審査請求人の意見陳述を行い、委員間で意見交換をした。

イ　諮問第６７号

諮問第６７号について、委員間で意見交換をした。

（２）その他

次回の開催について、別途調整し、後日連絡することとした。

６　会議経過（諮問事項の審議については非公開（（１）ア（ア）のみ公開）

◆議事（１）　諮問事項の審議

ア　諮問第７４号

（ア）審査請求人の意見陳述【公開】

（審査請求人　入室）

**（審査請求人）**　お願いします。

**（皆川会長）**　どうぞおかけください。どうもご足労いただきまして、ありがとうございました。

**（審査請求人）**　よろしくお願いします。

**（皆川会長）**　よろしくお願いいたします。千葉市情報公開審査会です。

それでは、今回、諮問第７４号につきまして審査請求人の方の意見陳述をこれから行いますので、事務局は準備のほうをお願いいたします。大丈夫でしょうか。

**（土谷主査）**　はい。

**（皆川会長）**　はい、ありがとうございます。

では、審査請求人の方の意見陳述、これから行います。今回お一人ですね、傍聴の方はいらっしゃらないですね。

**（渡邊市政情報室長）**　はい。

**（皆川会長）**　はい、承知しました。ありがとうございます。

では、審査会の運営の都合上、その審査請求人の方にご発言いただく時間は２０分程度でよろしくお願いいたします。

それでは、意見陳述をお願いいたします。

**（審査請求人）**　録音を聞いてもらうことになっているので、お願いします。

**（皆川会長）**　はい。

**（土谷主査）**　では、四つお預かりしておりますので、順に流します。

**（審査請求人）**　お願いします。

**（土谷主査）**　一つ目の令和４年６月１０日、維持課湯田氏音声というものを再生します。

【以下、音声データの再生部分】

**（湯田氏）**　連絡させていただきました。一旦このままちょっとお話させていただいてもよろしいですか。

**（審査請求人）**　お願いします。

**（湯田氏）**　先日もちょっとお話ししたんですが、昭和４３年に県の都市公社、こちらのほうから施設のほうが移管されまして、こちらのほうの移管されたときに紙で下水道のほう、台帳のほうを作成してまして、その位置と、実はまあ〇〇さんがおっしゃっていた５月２７日ですか、うちのほうで確認させて、初めて分かったんじゃないかというお話なんですけれども、その古い台帳から自市のシステムに変えるときに、うちのほうとしては記載ミスがあって、その位置がずれていたと。それを確認したのが５月２６日の日に確認した。実際のところは昭和４３年にもらったときのその下水道の紙台帳のおおよその位置と現地のほうが合っていたので、うちのほうとしてはそこの部分が桝の位置ですというふうに考えております。

【音声データの再生終了】

（土谷主査）　次に、令和５年１月９日、営業課職員会話音声というものを流します。

【以下、音声データの再生部分】

（審査請求人）　下水道全員が千葉市全域の雨水供用を開始していないという認識。

（営業課職員）　そうですね。はい。

（審査請求人）　ごめん、それはどうしてそうなったの。

（営業課職員）　どうしてか、私もちょっと細かいことは把握していないんですけれど。

（審査請求人）　法律を守らないというのが前提ということだよね。

（営業課職員）　法律、まあ供用開始関係のときにはちょっと把握してなくて、あまり細かく法律を僕も熟知していなくて申し訳ないんですけど。

（審査請求人）　法律を熟知しないで仕事しているって言っているようなものなんだけど、怖いよね。これが営業課、ずっとこれでやっているの。

（営業課職員）　そうですね。

（審査請求人）　じゃあ、ごめんね。どうやって、どうして、何で申請を上げているの。

（営業課職員）　申請。

（審査請求人）　うん、宅内排水を出すときも、申請を出すでしょう。

（営業課職員）　はい。

（審査請求人）　新規とかの。

（営業課職員）　はい。

（審査請求人）　何で雨水、ここの公桝で、敷地内にある公桝としてここの接続は許可しているの。

（営業課職員）　何でと言われましてもですね。

（審査請求人）　でも、申請、営業課だよね。

（営業課職員）　営業課、そうですね。はい。

（審査請求人）　でも、申請自体は宅地内にある雨水枡、コンクリート桝ね、公桝として申請を受けているんだよ。

（営業課職員）　はい。まあ、そうですね。はい。

（審査請求人）　で、公桝じゃないって維持課は言うし、営業課は、申請自体、公桝として申請受理しているのに、雨水の供用を開始していないんだったらおかしくないですか。

（営業課職員）　まあ、供用開始していないところとか、千葉市としては、ちょっと細かい供用開始年度の話は私も分からないんですけれども、供用開始をしなくても一応その接続という形ではやっているみたいなので。それで今まではちょっと、まあ汚水のほうは供用開始していただけるというのが原則としてやっていますけれど。

（営業課職員）　分流式って決まってたのに。

（営業課職員）　うーん、そうですねえ。
（審査請求人）　何で本当に、申請が公桝と、雨水・汚水と宅地内にある同じ、同時期に設置されているものに公桝として許可してるのに、雨水公桝じゃないって言えるんだろう。不思議で仕方ないんだけど。
（営業課職員）　うーん、供用開始とは切り離して、完了しているものに関しては公共桝として扱っているみたいなので。
（審査請求人）　公共桝として雨水も汚水も扱っているということだよね。
（営業課職員）　そうですね、はい。
（審査請求人）　そうだよね。
（営業課職員）　そうですね。今は扱っていますね、そういうふうに。
（営業課職員）　でもずっとだよね。だって、私たち何回か家を建て直したり、父親のお家もそうだけど、雨水枡も汚水桝もあって、最初から、もう私たちが購入する前から設置されていたものだから、公桝としてずっと。リフォームするときも雨水も汚水も申請を出しているからね。
（営業課職員）　はい。
（審査請求人）　そうだよね。
（営業課職員）　そうですね。
（審査請求人）　営業課はそうだよね。
（営業課職員）　はい。
（審査請求人）　申請ね。
（営業課職員）　はい。
（審査請求人）　よかった。何でこんなことになっているんだろうって不思議だったから。
（営業課職員）　ああ、なるほど。
（審査請求人）　でも、維持課は公桝じゃないって言っているんだよね。
（営業課職員）　ああ、そうですね。ちょっとまあその辺の考え方のところは、まだ私も直接聞けていないのであれなんですけど。
（審査請求人）　でも、実務上は公桝としてずっと長年やっているということだものね。
（営業課職員）　そうですね。取扱いとしてはそういう取扱いでやっていますね。なので、市の税金使って公共桝は直したり造ったりとかというのでやっていますので。
（審査請求人）　そうだよね。でも、何で無届で法の適合を受けていないものを公桝にしちゃうの。分かんないよね。
（営業課職員）　まあ正直そこのところは、まあそうですね、無届のものに関しては知らない間に接続できることになっちゃうので、基本的には公桝にはならないとは思うんですけども。
（審査請求人）　そうだよね。
（営業課職員）　そうですね。ちょっとその管理者とかがどういう判断基準で公共桝という

ふうにしているかというところは、やっぱり下水道維持課のほうでの判断になっちゃうと思いますので、我々もやっぱり困ったときには維持課に確認してどういう取扱いにしますかというのを聞いていますので。

**（審査請求人）**　だよね。分かりました。じゃあ、部長にお伝えいただいて、できるだけ早くお願いしますということでお願いできますか。

**（営業課職員）**　はい、分かりました。早めにということでお伝えしておきます。

**（審査請求人）**　はい、お願いします。

**（営業課職員）**　はい、すみません。失礼します。

**（審査請求人）**　失礼します。

【音声データの再生終了】

**（土谷主査）**　次に、３番目、令和５年１月１０日、維持課職員の会話音声を流します。

【以下、音声データの再生部分】

**（審査請求人）**　もしもし。

**（維持課職員）**　はい。

**（審査請求人）**　確認なんですけれども、さっき営業課と話してたんだけど、昨日も話したんだけど、営業課は実務的にこの千城台地域の宅内排水の申請とか、これずっと公共雨水桝として申請を受けていると言っているんだけど、どうなっているんだろう。

**（維持課職員）**　私もそこは確認しないと、どういうふうに受けているのかって、まあ営業課が言っているんだからそれが本当だと思いますけれど。

**（審査請求人）**　そしたら、公桝じゃないって言っているのがおかしくなっちゃうでしょう。

**（維持課職員）**　そうですね。

**（審査請求人）**　そうだよね。だからちょっと維持課のほうの判断が公桝じゃないってしているんだったらということで、維持課の方に確認の電話で今しているのね。めちゃくちゃになっちゃっているでしょう、一つの部の中で、下水道の部というところでね。

　雨水の供用に関してなんだけど、供用開始していないから、森木さんがずっと言っているのが公桝にしないって言ってるんだけど、ここ排水区域じゃない、排水区じゃない。千葉市のね、千城台も小倉台も。で、千葉市の昔の排水設備基準だとかそういった規則だとかいろんなものを見ると、排水区域のことが書かれていて、供用開始の公示がなされた区域ってなっているわけ。してないという証拠が出ていないでしょう。ルートがないからでした、しないにはなっていないじゃない、千葉市。

**（維持課職員）**　供用開始って公示しないといけないはずなんですよ。

**（審査請求人）**　そうなのよ。しなきゃいけないはずで、営業課がしてないって堂々と言っていること自体がおかしくて。

（維持課職員）　いや、私も雨水に関しては供用開始していないという認識ですね。
（審査請求人）　うん。してないのは千葉市の落ち度でしょう、結局。
（維持課職員）　まあ、必ずしなければいけないわけではないんですよね。
（審査請求人）　じゃあ、排水区、千葉市の排水区、排水区域は供用公示がなされた区域のことを言うという、これからはどうなるの。
（維持課職員）　それはどこに書いてあるんですか。
（審査請求人）　排水設備基準とか昔のやつも含めて調べたら書いてありますよ、ちゃんと。千葉市のほうの、遡って古いの持っているところもあったから。
（維持課職員）　それで千葉市が雨水の供用開始をかけていない。
（審査請求人）　かけていない証拠が出ていないの。文書が存在しないというのは言ったけど。
（維持課職員）　であれば、私の認識としては雨水は供用開始はかけていない。ただ、その排水区とかという言葉は使っています。
（審査請求人）　そうだよね。そうすると、千葉市の規則だとか条例だとかの中には排水区域というのは、供用公示がなされた区域って明文化されている。
（維持課職員）　だとすると矛盾がありますね。
（審査請求人）　そうなんです。そうなっちゃうでしょう。だから、行政としていいかげんなことを言うんじゃなくて、きちんとしないとめちゃくちゃになっているじゃない。
（維持課職員）　はい。だとすれば、その文書って、申し訳ないですけれど……。
（審査請求人）　まず、千葉市の手元にあるんだったら、排水設備基準のやつ、平成４年とか２年のやつを見てごらん。遡ってそれより過去にも書いてあるから。
（維持課職員）　はい。
（審査請求人）　何ページって、今、ごめんね、出先なので。
（維持課職員）　ええ、調べます。
（審査請求人）　うん。でも、ちゃんと排水区域は共用公示がなされた区域というのは、千葉市が手元に持っているものでも書かれているし、過去に遡って古いやつを持っている人たちがいてそれにも書かれている。
（維持課職員）　はい。
（審査請求人）　少なくとも千葉市もそこは調べられるところだからね。手元にあるやつよ。ちゃんと確認しな。それをずっと営業課に言っているのに、あるんだから見なさいって言っているのに確認すら取らないでという、一番、法律を見ない、規則を見ない、条例を見ない、法令等を見ないというところに問題があるんだよね。でも言えば分かるじゃない、こうやって話をすれば。
（維持課職員）　はい。
（審査請求人）　まず確認して、それできちんと訂正するところは訂正してもらわないと先に進まないし。

**（維持課職員）**　はい。

**（審査請求人）**　それから、もう再度確認。高梨部長との約束で、今、隣のもの、コンクリート桝保留、これで間違いはないよね。

**（維持課職員）**　はい。それは承知しています。

**（審査請求人）**　はい。よかったです。三橋さんが、いつも三橋さんなんだけどむちゃくちゃなこと言うから、その都度こうやって確認しなきゃいけなくて迷惑を被っているんですけど。

**（維持課職員）**　はい。

**（審査請求人）**　維持課から、もうこれは千葉市が管理しているものってもう確定したのでって今日も言ったから、保留でしょうという話にまた戻らなきゃいけなくて。でも、今日、部長お休みじゃない。だから、一応お休みって聞いているんだけどね。でも部長もずっとそこには変わりはないって言っているから、三橋さん一人の何か勘違いで言っているんだろうけど、きちんとやっぱり駄目なものは駄目でやってください。

**（維持課職員）**　はい。

**（審査請求人）**　で、〇〇さんのほうから証言も新たにあるのがあるんですね。

　で、あと、これ１月１２日、去年の、千葉市の営業課の３人が来たときに京葉工管だって言ったんですけど、〇〇と、下水道も、お水もね、でも京葉工管がやった事実はないんです。〇〇さんも京葉工管とは聞いていないんです。あくまでも〇〇本人からです。で、名刺ももらってないそうです、当時、新築時、業者から。だから指定業者が入っていないです。

**（維持課職員）**　はい。

**（審査請求人）**　桝も、宅内排水もね。で、ここが売地だった、今私が住んでるところ分かりますでしょ、〇－〇－〇、ここが売地として出されてたって、この〇〇が新築するときに、それは〇〇さんもきちんと、娘さんも証言しました。で、１８日に県水のほうにも証言するそうです。

**（維持課職員）**　はい。

**（審査請求人）**　で、間違いなく売地でここが盛土がされていたというのも〇〇さんは覚えてらっしゃいました。だから、そこに間違いはなくて、切土にしちゃったのは〇〇で間違いなくて、切土にしちゃったから桝自体もないです、取付管もないです。だから、公共桝にすることではなくて、ちゃんとした法に基づいてきちんと法の適合のあるものを所有者につけさせるということが重要で、所有者がそれに対して業者に何てことをしてくれたんだって言うのは話は別なので、行政に、千葉市に対して言うことはお門違いだけどね、千葉市は法に基づいてちゃんとしたものを施工してくれなければ困るでしょうというだけの話だから。

**（維持課職員）**　はい。

**（審査請求人）**　でも、あとは、もめごとがあるんだったら本人たちが依頼したという業者に文句を言って損害賠償請求をすればいいだけだから、〇〇さんたちが。そこまで千葉市は

関知する必要はないから。
**（維持課職員）**　はい。
**（審査請求人）**　ただ、ちゃんとしたものを造ってもらい直すってところが重要だから、そこだけはきちんとやってください。
**（維持課職員）**　はい。
**（審査請求人）**　以上です。
**（維持課職員）**　はい、分かりました。
**（審査請求人）**　失礼します。

【音声データの再生終了】

**（土谷主査）**　次、最後、４番目、令和５年１月３１日、維持課湯田氏会話音声を流します。

【以下、音声データの再生部分】
**（皆川会長）**　はい、お願いします。
**（湯田氏）**　もしもし。
**（審査請求人）**　はい。
**（湯田氏）**　下水道維持課の湯田と言いますけれども、どうもお世話になります。
**（審査請求人）**　はい。〇〇です。
**（湯田氏）**　公共桝のことについてということで。
**（審査請求人）**　うん。
**（湯田氏）**　あの施設なんですけれども、一応うちのほうで、その移管されたときに……。
**（審査請求人）**　移管というのは。
**（湯田氏）**　その施設を造ったときに、千葉市のほうに、県か何かが造ったようなんですよ、開発の。
**（土谷主査）**　以上です。
**（皆川会長）**　はい、ありがとうございました。
　では、今お聞きしましたが、審査請求人の方から加えてお話しされることはおありでしょうか。
**（審査請求人）**　小倉台、千城台、大宮台が雨水排水の前面道路の整備をしていないというのを、特定の一部の業者には千葉市は言ってしまっています。本来は都市開発法に基づいて公共物の整備の範囲で宅地内の汚水桝、雨水桝、それから分流式だったのできちんと下水道法にのっとった基準を満たした下水道の施設につながなければならないのに、そういうことを行ってなかったというのは一番大きいことで、あとは、法に基づいたしっかり事務処理もできていないというところが問題じゃないのかなということです。で、公文書開示請求をしました。

以上です。

**（皆川会長）**　はい、ありがとうございました。承知しました。

１点、私たちのほうから確認させていただきたいんですけれども、今回、開示請求書を出されて決定通知があり、それに対して今回、審査請求をくださったわけですけれども、その審査請求書、令和５年１１月１７日付で出していただいた審査請求書のほうに、読み上げますけれども、審査請求の趣旨というところで〇〇さんが書かれていることで、その下水道維持課の湯田さんが２０２２年５月２７日に、その昭和４３年当時の図書など公共汚水桝の設置を千葉市下水道において設置し、昭和４３年以降、千葉市が管理するものと判断する公文書と、これを指しますと書いていただいているんですけれども、ここで書かれている昭和４３年の公文書ということの趣旨について、もう少し詳しくお聞きしたいのですが、これはどういった文書という趣旨でお書きになられたんでしょうか。

**（審査請求人）**　維持課と営業課が昭和４３年の公文書を見ている、当時のものを見ていると言ったので、私は当時の昭和４３年のものを出してくださいって繰り返し言っていただけです。

**（皆川会長）**　分かりました。その文書があればその文書を特定して開示しろ、そういうことですね。

**（審査請求人）**　名前も言ってくださいとは言ったんですが、昭和４３年の当時のものですって、それしか言わなかった。

**（皆川会長）**　分かりました。それが営業課、維持課のほうからそのような説明があったということですね。それを受けての文書と。

**（審査請求人）**　はい。

**（皆川会長）**　承知しました。分かりました。ありがとうございます。

はい、ありがとうございました。

ほか、委員の皆様からご質問等おありでしょうか。いかがでしょう。よろしいでしょうか。

（なし）

**（皆川会長）**　それでは、今回の意見陳述のほうはこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

**（審査請求人）**　ありがとうございます。

皆さん、ありがとうございました、お忙しい中。失礼いたします。

**（皆川会長）**　ありがとうございました。

（審査請求人　退室）